柏市火災予防条例第23条運用要領

制定 平成 4 年 7 月 1 日 施行 平成 4 年 7 月 1 日

1 趣旨

この要領は、柏市火災予防条例(昭和37年条例第2号。以下「条例」という。)第23条喫煙等の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

この要領における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 指定場所とは、平成4年7月1日柏市消防本部告示第3号 (以下「告示」という。) に指定する場所をいう。
- (2) 禁止行為とは、指定場所において喫煙し、若しくは裸火を 使用し、又は危険物品を持込む行為をいう。
- (3) 解除承認とは、指定場所における禁止行為を事前の申請により、消防長が定める基準(以下「解除の基準」という。)に適合するときは、例外として申請の行為を認めることをいう。
- (4) 承認単位とは、解除承認に係る要件を適用する場所の範囲をいう。
- (5) 防火区画とは、建築基準法施行令(昭和25年11月6日 政令第338号。以下「建基令」という。)第112条第1項 に掲げる基準で区画され、かつ、建基令第112条第20項及 び第21項で定める措置が講じられているものをいう。
- (6) 不燃区画とは、建築基準法(昭和25年法律第201号) 第2条第9号に掲げる基準で造った壁、柱、床及び天井(天井 のない場合は、はり及び屋根)又は特定防火設備(常時閉鎖式 防火戸及び感知器連動式防火戸であって防火シャッターを除い たものをいう。以下同じ。)若しくは防火設備(常時閉鎖式防 火戸及び感知器連動式防火戸であって防火シャッターを除いた ものをいう。以下同じ。)で区画され、かつ、区画を貫通する ダクトには防火ダンパーが設けられているものをいう。

- (7) 準不燃材料とは、建基令第1条第5号に定める性能を有する建築材料(15ミリメートル以上の木毛セメント板、9ミリメートル以上の石膏ボード等)をいう。
- (8) 喫煙設備とは、安定性のある不燃性の吸殻容器をいう。
- (9) 指定・承認建造物とは、告示第1項第9号に定めるものを いう。
- (10) 告示第1項第9号の「重要な文化財」とは、千葉県文化財 保護条例(昭和30年千葉県条例第8号)及び柏市文化財保 護条例(昭和51年6月21日条例第27号)の規定により 指定されたものをいう。
- (11) 百貨店等とは、消防法施行令(昭和36年3月政令第37号。以下「施行令」という。)別表第1の(四)項及び(十六)項イの(四)項部分(いずれもみなし従属部分を除く。)の床面積の合計が1,000平方メートル以上3,00平方メートル未満の小売店舗をいう。
- (12) 大規模な百貨店等とは、前号に規定するもので床面積の合計が3,000平方メートル以上の小売店舗をいう。
- (13) 売場外周部とは、売場外周に隣接している部分及び建基令 第112条第1項本文の規定による区画に隣接している部分を いう。
- 3 指定場所の範囲
 - (1) 指定場所の用途及び禁止行為は別表第 1 によるものとする。
 - (2) 指定場所の適用について、次の場合は、それぞれ別の防火対象物とみなして取り扱うものとする。
 - ア 施行令第8条の規定により区画されている当該場所
 - イ 昭和50年3月5日付け消防安第26号通達に基づき、別 棟扱いされている当該場所
- 4 禁止場所の範囲
 - 禁止場所の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 百貨店等及び大規模な百貨店等の売場
 - ア物品陳列販売部分とその通路
 - イ 売場又は通常顧客の出入りする部分に隣接しているストック場,食料品の加工場及び各種物品の加工修理コーナー(以

下これらを「加工場等」という。)。ただし,加工場等が不燃区画され,当該加工場等の開口部(2平方メートル以内のはめごろしの防火設備を除く。)が直接売場等に面することなく,特定防火設備で,不燃隔壁(開口部は不燃材料の扉等とする。)で仕切られたバックヤード(以下「バックヤード等」という。)」に面している場合並びに売場に面したバックヤード等出入口が防火設備及び加工場等が不燃区画又はバックヤード等出入口から不燃区画された加工場等出入口までの距離が5m以上の場合は,売場から除く。

- ウ 売場又は通常顧客の出入りする部分に隣接している食堂, 喫茶店等の飲食店。ただし,次に掲げるものである場合は, 売場等から除き,飲食店として取扱う。
 - (ア) 飲食店部分が不燃区画であること。
 - (イ) 気体燃料,固体燃料を熱源とする火気使用設備器具の使用又は危険物等の煮沸を行う厨房部分が不燃区画(大規模な百貨店等の場合は防火区画)であること。ただし、油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備に附属する天蓋及び排気ダクトの排気取口には、火炎の伝走を防止できる装置としてのフード等用簡易自動消火装置が設置され、気体燃料を熱源とする火気使用設備器具については、当該設備又は附属配管部分に地震動等により作動する安全装置(消火装置又は燃料供給停止装置)が設けてある場合を除く。
- エ 写真現像,洋服の仕立て,クリーニングなどの各種承り所 オ 手荷物一時預かり所,買物品発送所,店内案内所,託児所 等のサービス施設
- (2) 百貨店等の通常顧客の出入りする部分
 - ア 物産展,展覧会等を行う催事場。ただし、常に物品を販売している場合は、売場として扱う。
 - イ 売場等に隣接し、かつ、利用形態が一体をなしている美容室、理容室、写真屋、貸衣装室、生活教室など兼営事業部分。 ただし、売場等と不燃区画されている場合は、通常顧客が出 入りする部分から除く。

- ウ 顧客が利用する屋上等の直接外気に開放された部分
- エ 上記の他, 階段, エレベーター, エスカレーター, 休憩所 など顧客が使用する部分
- (3) 劇場,映画館,演芸場,観覧場,公会堂及び集会場の舞台 ア 舞台及び袖部分のほか,これらに接続した大道具室及び小 道具室
 - イ 舞台と不燃隔壁で区画されている場合以外の楽屋及び出演 者の控室
- (4) 劇場,映画館,演芸場,観覧場,公会堂及び集会場の客席 椅子席,升席,立見席及び客席内通路部分
- (5) 劇場,映画館,演芸場,観覧場,公会堂及び集会場の公衆の出入りする部分

ホワイエ, ロビー, 廊下, 通路及び階段等の部分

- (6) 屋内展示場の公衆の出入りする部分 展示ブース等の展示を行う部分及び入場者が使用する階段, 廊下、エレベーター、エスカレーター、ロビー等
- (7) 映画スタジオ及びテレビスタジオの撮影の用に供される部分 スタジオ内のセットを設ける部分及び同一室内にあるスタジ オに付属して使用される観覧席等。ただし、不燃区画された当 該部分を除く。
- (8) キャバレー,ナイトクラブ,ダンスホール及び飲食店の舞台客に演劇,演芸若しくは音楽の演奏等を観覧又は鑑賞させるために設けられた舞台部及びこれらに接続した大道具室,小道具室部分。ただし,客のカラオケ用に使用する程度の舞台は除く。
- (9) キャバレー, ナイトクラブ, ダンスホール及び飲食店の公衆 の出入りする部分

客が使用する客席,通路,階段,ホール等の部分

- (10) 車両の停車場の公衆の出入りする部分 旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物の旅客が使用す る部分
- (11) 自動車車庫, 駐車場の駐車の用に供する部分 駐車の用に供する部分(駐車及び車路等)で, 床面積が地

階又は2階以上の階で200平方メートル以上,1階で500平方メートル以上,屋上部分で300平方メートル以上のもの及び,昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので,車両の収容台数が10台以上のもの

(12) 重要文化財等の建造物の内部

当該建造物として指定されている部分とし、建造物の壁体、内装又は居室の一部のみが指定されている場合は、当該部分。ただし、個人の住居又は銀行、美術館、研修所及び神社の事務所等事務の用に供する部分がある場合には、その部分を除く。

(13) 重要文化財等の建造物の周囲

当該建造物の周囲3メートル以内の範囲とし、当該建造物に軒又はひさしがある場合にあっては、これらの水平投影面積に3メートルを加えた範囲とする。ただし、文化財等の建造物の存する敷地内で、外来者が立ち入ることのできる部分については、その状況及び個々の文化財等の建造物の形態により、敷地一円又は火災予防上必要と認める範囲とする。

5 禁止行為の範囲

禁止場所において、喫煙、裸火の使用又は危険物品を持込む行為(以下「禁止行為」という。)のうち、喫煙、裸火使用及び危険物品持込みの範囲は次のとおりとする。

(1) 喫煙

マッチ,ライター等で点火し,喫煙する一連の行為とする。ただし,舞台等の禁止場所を除き,別表第2の基準による喫煙所における喫煙は,禁止行為に該当しないものとする。

(2) 裸火の使用

通常,炎,火花を発するもの又は赤熱した発熱部を外部に露出した状態で使用するもの若しくは外部に露出した発熱部で可燃物がふれた場合,瞬時に着火するおそれのあるもので,火気使用設備器具にあっては,次表に掲げるものとする。

裸火使用に該当する火気使用設備器具の範囲(次表に掲げるもの)

火気使用設備器具	熱源	該当しないもの
条例第3条から第10条 の2まで及び第15条並	気体燃料 液体燃料 固体燃料	直接屋外から空気を取り入れ、かつ、排ガスその他の生成物を直接屋外に排出する密閉式燃焼設備器具(FF型等)
びに第18条から第21条までに定めるもの	電 気	発熱部が燃室, 風道又は庫内に面しているトースター, ドライヤー及びオーブン等で, かつ, 公的検査機関の検査を受けているもの, 又は, 公的検査
		機関の検査を受けていないが、サーモスタット等の安全装置が設けられ、表面温度がおおむね400℃まで上昇しない構造のもの

(3) 危険物品の持込み

次に掲げる危険物品を持込み取扱うすべての行為とする。ただし、次表に掲げるものは、危険物品持込み行為に該当しない ものとする。

- ア 消防法 (昭和23年法律第186号) 別表第1に掲げる危険物
- イ 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号以下「危政令」という。)別表第4備考に規定する可燃性固体 類及び可燃性液体類
- ウ 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53 号)第2条第1項第1号に掲げる可燃性ガス
- エ 火薬類取締法 (昭和25年法律第149号) 第2条第1項 に掲げる火薬類及び同条第2項に掲げる玩具用煙火

危険物品持込みに該当しないもの (次表に掲げるもの)

指定場所の用途	解除承認の手続きを必要としない行為
	1 売場などで、次に揚げる商品を恒常的に陳列販売する場合(※
	1, *2, *3)
	(1) 危政令別表第3に定める指定数量の5分の1未満の危険物に
	該当する製品
	(2) 条例別表第8に定める数量の5分の1未満の可燃性固体類及
百貨店・マーケット	び可燃性液体類に該当する製品
物品販売店舗	(3) 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)の適用が除外
	される容器入りのもので、取扱いガス総質量が20kg以下の
	可燃性ガス
	(4) 「SF」マーク((社) 日本煙火協会が実施する「基準検
	査」と「安全検査」に適合する旨の表示)の付されている総薬
	量5kg未満の玩具用煙火
	2 展示のみで稼動を伴わない車両のタンク内の燃料や潤滑油等
	3 展示されている機器内に密閉状態で内蔵されている潤滑油等
	4 フライパンや鉄板にひく油など調理に使用している動植物油
	(煮沸行為は、規制対象)
	5 日常の清掃に使用しているクリーナー等の危険物品(加工や修
	理に使用するものは、規制対象)
	1 演出の為に持込むクリスマスクラッカ一等(火薬取締法省令第
劇場・映画館・演芸場	1条の5(へ)に該当するもののみ)
観覧場・公会堂・集会場	2 展示のみで稼動を伴わない車両のタンク内の燃料や潤滑油等
	3 機器内に密閉状態で内蔵されている潤滑油等
	1 展示のみの商品等、容器に密閉されている危険物品
	2 装飾品として使用する可燃性固体類に該当するパラフィンで造
屋内展示場	られている美術品等
	3 百貨店等の欄の2, 3, 4, 5を適用する。
L	

	1 劇場・映画館等の欄の1,2,3を適用する。
	2 装飾品として使用する可燃性固体類に該当するパラフィンで造
	られている美術品等
映画、テレビのスタジオ	3 大道具搬送時に使用する搬入車両の燃料
	4 大道具等の補修時に使用する塗料、スプレー等の危険物品
	5 フライパンや鉄板にひく油など調理に使用している動植物油
	(煮沸行為は、規制対象)
	1 フライパンや鉄板にひく油など調理に使用している動植物油
	(煮沸行為は、規制対象)
	2 日常の清掃に使用しているクリーナー等の危険物品
キャバレー・バー	3 パーティー等で使用するクリスマスクラッカー及び舞台の演出
ナイトクラブ	に使用する平球等(火薬取締法省令第1条の5(〜)に該当する
ダンスホール・飲食店	もののみ)
	4 雰囲気づくりの為にテーブル上で使用する固形キャンドルや料
	理を保温する為に使用する料理用固形燃料(液体は、規制対象)

- ※1 数量は、1承認単位あたりの数量
- ※2 実演販売に使用する商品は規制対象
- ※3 必要以上の商品は陳列できないもの
- 6 指定場所に係る用途の判定

指定場所に係る用途の判定は、必ずしも施行令別表第1の用途 区分にとらわれることなく、当該使用部分について、次により、 用途を判定する。

- (1) 防火対象物又はその部分を臨時に他の用途に使用する場合にあっては、臨時の用途とする。
- (2) みなし従属等防火対象物の部分については、実態の用途とする。
- 7 承認の申請
 - (1) 消防長又は消防署長は、あらかじめ条例規則第2条の3の 承認申請を受けた場合は、禁止行為解除承認申請処理簿に記載 するとともに、申請内容の審査及び現場調査を行い調査報告書 により処理するものとする。ただし、継続承認にあっては、必

要とされる書類等を添付することで、書類審査により承認することもできるものとする。

- (2) 消防長又は消防署長は、前項の調査に基づき承認する場合は、禁止行為解除承認書を作成し申請者に交付するものとする。
- (3) 消防長又は消防署長は、第1号の調査の結果、承認することができないと認める場合は、申請書にその理由を記載して、申請者に返付するものとする。
- 8 禁止行為の解除承認
 - (1) 条例第23条第1項ただし書きによる解除承認の審査及び現場調査は、次に掲げる事項によるものとする。
 - ア禁止行為解除の基本条件

禁止行為の解除承認は、火災予防及び人命安全上の観点に着目し、当該行為に代替方法がなく、社会的に妥当性があるなど、真にやむを得ないと認められる場合で、かつ、当該防火対象物の使用機能上必要最小限にとどめ、防火上支障がないと認められる範囲の場合に限るものであること。

イ承認要件

- (ア) 承認要件は、当該申請場所が消防法令又は他の防火に 関する法令に適合しており、かつ、指定場所及び禁止行為 の種別に応じて、それぞれ別表第3から別表第9までの承 認要件に適合するものであること。
- (イ) 裸火の使用が危険物品持込みを伴う場合は、裸火使用 及び危険物品持込みの両方の承認要件に適合するものであ ること。
- (2) 承認要件の適用範囲は、原則として指定場所ごとを1の承認単位として適用する。ただし、百貨店等において、次に掲げる場合は、それぞれの部分を1の承認単位として取り扱うものとする。
 - ア 建基令第112条第1項本文の規定により区画 (面積区画) された部分
 - イ 連続式店舗の各店舗
 - ウ 大規模な百貨店等の売場における裸火使用 (電気を熱源と する火気使用設備器具を除く。)及び危険物品持込み (危険

物,可燃性固体類又は可燃性液体類の煮沸行為に限る。)にあっては,1の階の売場を1の承認単位とする。ただし,前記のア及びイの部分が存する場合にあってはその部分とし,別表第3の「売場の裸火使用(気体・固体を熱源とするもの)」項の4(大規模な百貨店等)の規定に該当する場合は使用場所を複数設けることができる。

- 工 百貨店等の売場(3000㎡未満)における裸火使用(電気を熱源とする火気使用設備器具を除く。)及び危険物品持込み(危険物,可燃性固体類又は可燃性液体類の煮沸行為に限る。)にあっては、1の階の売場を1の承認単位とする。ただし、別表第3の「売場の裸火使用(気体・固体を熱源とするもの)」項の4(2)ア、イ(大規模な百貨店等)の規定に該当する場合又はスプリンクラー設備が設置され別表第4「売場の裸火使用(気体・固体を熱源とするもの)」項の4(2)イ(大規模な百貨店等)に該当する場合は使用場所を複数設けることができる。
- (3) 指定場所及び禁止行為の解除の状況に応じて、火災予防上、特に必要な範囲の補完措置を講じてもらうものとする。
- 9 承認の期間

禁止行為の解除承認期間は、当該申請における申請期間(催し物等の開催期間等)又は当該承認が恒常的な解除承認である場合にあっては機器等の変更あるまでの期間とする。

10 承認書の掲示

解除承認をした場所には、関係者に対して承認要件を遵守させるため、禁止行為解除承認書又はその写しを当該場所の見やすい位置に承認期間中掲示するものとする。

11 基準の特例

消防長又は消防署長は、禁止行為の解除承認に際し、本運用 要領により処理しがたい場合で、次に該当する場合は、本運用 要領によらないことができるものとする。

(1) 承認をうけようとする位置、構造、設備及び管理又は取り扱い等の状況から判断して、火災の発生が著しく少ないと認める場合

- (2) 商工業の振興を目的とした展示専用の建築物において展示 を行う場合等
- 12 未承認禁止行為の処理

立入検査等により未承認の禁止行為が認められた場合は, 関係者及び行為者に対し適切な指示をするとともに,次に定め る内容について未承認禁止行為改修(計画)報告書により報告 させるものとする。

- (1) 改修を容易に行うことができるものについては、その改修結果の状況
- (2) 当該禁止行為が第8項第1号の規定に該当する場合で、承認要件に適合させるために、相当の期間を要すると認められる場合は、改修の方法及び改修に要する期間その他消防長又は消防署長が必要と認める事項
- 13 標識の設置

条例第23条第2項の規定による「禁煙」,「火気厳禁」 又は「危険物品持込み厳禁」の標識を設置する箇所は,次のと おりとする。

- (1) 「禁煙」の標識
 - ア 告示第1項第1号(劇場等),第2号(観覧場),第3 号(集会場等)及び第4号(キャバレー等)の舞台にあっては、当該場所の入口の見やすい箇所とすること。
 - イ 告示第1項第1号(劇場等),第2号(観覧場)及び第3号(集会場等)の客席にあっては,入口及び正面舞台の側壁又は柱等で客席のすべての部分から確認できる箇所とすること。ただし,観覧場にあっては,その規模形態に応じて見やすい箇所とすることができる。

また、正面舞台の側壁又は柱等で客席のすべての部分から確認できる標識については、次のとおりとすること。

- (ア) 原則として、通常の使用状態において視認すること ができる構造のもの
- (イ) 暗転により標識を視認することができなくなる場合は,館内放送による禁煙の旨の周知及び,喫煙行為の制止等について会場管理体制の確保を図る。

- ウ 告示第1項第5号(百貨店等)の売場等にあっては、顧客,入場者,利用者用の入口の見やすい箇所その他の目につきやすい箇所及び危険物品の取り扱い場所の付近とすること。
- エ 告示第1項第6号(映画スタジオ等)の撮影の用に供する部分にあっては、当該場所の入口の見やすい箇所とする こと。
- オ 告示第1項第7号(駐車場等)の駐車の用に供する部分 にあっては、入場者、利用者用の入口及びその他の当該部 分の見やすい箇所とすること。
- カ 告示第1項第8号(屋内展示場)の公衆の出入りする部分にあっては、当該場所の入場者、利用者用の入口の見やすい箇所その他展示品の内容又は展示場の形態に応じた見やすい箇所とすること。
- キ 告示第1項第9号(重要文化財等)の内部及び周囲にあっては、入場者、利用者用の入口の見やすい箇所その他の目につきやすい箇所。ただし、形態等によっては省略することができる。

(2) 「火気厳禁」の標識

- ア 告示第1項第1号(劇場等),第2号(観覧場),第3 号(集会場等)の舞台及び客席にあっては,当該場所の入口の見やすい箇所とすること。
- イ 告示第1項第4号(キャバレー等)の舞台にあっては当 該場所の入口の見やすい箇所とすること。
- ウ 告示第1項第5号(百貨店等)の売場等にあっては、顧客,入場者,利用者用の入口の見やすい箇所及び危険物品の展示場所の付近には顧客の目につきやすい箇所とすること。
- エ 告示第1項第6号(映画スタジオ等)の撮影の用に供する部分にあっては、当該場所の入口の見やすい箇所とする こと。
- オ 告示第1項第7号(駐車場等)の駐車の用に供する部分にあっては、入場者、利用者用の入口及びその他の当該部

分の見やすい箇所とすること。

- カ 告示第1項第8号(屋内展示場)の公衆の出入りする部分にあっては、当該場所の入場者、利用者用の入口の見やすい箇所その他展示品の内容又は展示場の形態に応じた見やすい箇所とすること。
- キ 告示第1項第9号(重要文化財等)の内部及び周囲の入場者,利用者用の入口の見やすい箇所その他の目につきやすい箇所。ただし、形態等により省略することができる。
- (3) 「危険物品持込み厳禁」の標識

告示第1項及び第2項に規定する禁止場所に掲げる標識は、禁止場所を有する防火対象物の当該入口等の見やすい箇所とすること。ただし、告示第1項第9号(重要文化財等)の内部及び周囲については、形態等によっては省略することができる。

(4) 標識の設置

標識の設置については、ISO(国際標準化機構)で定められているシンボル等を用い、当該防火対象物の規模、形態等に応じて、その目的を達しうる数を設置すること。

- 14 全面的な喫煙の禁止
 - (1) 条例第23条第3項第1号の規定による全面的に喫煙が禁止されている場合の火災予防上必要な措置については、次のとおりとする(告示第1項第9号(重要文化財等)を除く。)。
 - ア 入口等の見やすい箇所に、全面的に喫煙が禁止されている旨の表示をした標識を設置すること。
 - イ 定期的に館内を巡視すること。
 - ウ 全面的に喫煙が禁止されている旨の定期的な館内放送を 行うこと。
 - エ その他使用形態等に応じ消防長又は消防署長が火災予防上必要と認める措置を講じること。
 - (2) 条例第23条第5項ただし書の規定による劇場等の一部 の階において全面的に喫煙が禁止されている場合の火災予防 上必要な措置については、次のとおりとする。
 - ア 喫煙所を設けない階の見やすい箇所に、当該階が全面的

に喫煙が禁止されている旨の標示をした標識を設置すること。

- イ 定期的に館内を巡視すること。
- ウ 当該階において全面的に喫煙が禁止されている旨及び他 の階の喫煙所の案内等に係る定期的な館内一斉放送を行う こと。
- エ その他使用形態等に応じ消防長又は消防署長が火災予防 上必要と認める措置を講じること。
- 15 禁止行為の制止

条例第23条第7項の禁止行為の制止については、違反するする者の防止対応として、指定場所の関係者が積極的に管理するとともに、場内放送等の活用を自主的に行うよう指導するものとする。

- 16 承認の取消し
 - (1) 消防長又は消防署長は、承認した事項の全部又は一部が 条例規則第2条の4第1項の第1号から第3号に該当すると 認める場合は、承認を取消すことができる。
 - (2) 消防長又は消防署長は,前項の規定により取消す場合は, 条例規則第2条の4第2項(禁止行為解除承認取消書)によ るものとする。
- 1 7 補則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要領は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成5年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、承認要件のうち大規模な百貨店の売場に 対する付加については、平成9年6月30日までの間は適用しな い。 附 則

この要領は、平成8年10月1日から施行する。 附 則

この要領は、平成11年10月1日から施行する。 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、承認を受けているものについては、位置、 構造(区画等)、品名(器具、危険物品等)、数量(消費・使用 量等)に変更がない限り、従前の例により承認することができる。 附 則

この要領は、平成24年7月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、承認を受けているものについては、位置、 構造(区画等)、品名(器具、危険物品等)、数量(消費・使用 量等)に変更がない限り、従前の例により承認することができる。 附 則

この要領は、令和2年12月22日から施行する。

附則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

別表第1 (第3,4,5項)

指 定 場 所			禁 止 行 為			
	禁 止 場 所	喫煙	裸火 使用	危険物品 持込み		
	売 場	×	0	0		
百貨店・マーケット 物品販売店舗 ※1	通常顧客が出入りする部分	×	0	0		
	通常顧客が出入りする部分(屋外)	×	0	0		
劇場・映画館・演芸場	舞台	0	\circ	0		
観覧場 ※2・公会堂	客 席	×	0	0		
集会場	公衆の出入りする部分			0		
屋内展示場	公衆の出入りする部分	×	0	0		
映画スタジオ テレビスタジオ	撮影の用に供する部分	0	0	0		
キャバレー・バーナイトクラブ ※3	舞台	0	0	0		
ダンスホール・飲食店	公衆の出入りする部分			0		
車両の停車場	公衆の出入りする部分			0		
自動車車庫・駐車場	駐車の用に供する部分	×	×			
重要文化財等	建造物の内部	0	0	0		
里女人们的守	建造物の周囲	×	0	0		

「×」禁止 「\」禁止行為対象外 「○」解除承認対象

- ※1 百貨店等の用途として使用される部分(事務所や従業員食堂を含む。)の床面積の合計が、1、000㎡未満のものを除く。
- ※2 観覧場の客席の喫煙のうち、屋外の客席及び不燃材料で造られた客席を除く。
- ※3 飲食店等の用途として使用される公衆の出入りする部分の床 面積の合計が150m²以上のもの

別表第2(第5項第1号)

喫煙所の設置基準

- 1 利用しやすい場所に適宜な数だけ設けること。
- 2 条例、建築関係法令に規定する幅員を確保し、通行や避難の支障のない位置に設けること。 ただし、危険物品等を取扱い、又は展示場所の付近には設けないこと。
- 3 可燃物の転倒落下のおそれがなく、周囲の可燃物から水平距離1.8 m以上を確保すること。ただし、周囲の可燃物から水平距離1.8 mを確保できない場合は、固定され十分な高さ(1.8 m以上又は、防火上有効に遮断できる高さ)のある準不燃材料以上の間仕切りなどを設けること。
- 4 消防用設備等の操作の障害とならない位置に設けること。
- 5 喫煙所の範囲を明示するついたて、床面の色表示、間仕切り等の処置を講じること。
- 6 喫煙所の周囲を区画する場合は、準不燃材料以上を用いること。
- 7 喫煙所には、喫煙設備、喫煙に必要ないすその他の喫煙に必要なもの以外は置かないこと。
- 8 消火器(能力単位2以上)の付加を設けること。ただし、消防法令等により規定されている消火器が有効に使用できる状態で設けられている場合を除く。
- 9 喫煙所には、柏市喫煙、裸火使用及び危険物品持込み指導要綱第6条第10号に規定する標識を設けること。

別表第3(第4項第1,2号・第8項第1号イ)

指	禁		承認要件	
定場	1 行	Ī	大規模な百貨店等	百貨店等
所	為		(床面積の合計が3,000㎡以上)	(床面積の合計が3,000㎡未満)
	·		認めないものとする。	
売場	裸火使用	電気を熱源とするもの	合は、可燃物から当該距離以上の距 2 可燃物の転倒、落下等のおそれが 3 従業員等による監視、消火、使用 と。 4 消火器具を設けること(能力単位 設けられている消火器が、解除承認 使用できる状態で設けられている場 5 出入口、階段等から水平距離で5 った壁で防火上有効に遮断する等の 6 危険物品その他の易燃性の可燃物が	ないこと。 後の点検等の体制が講じられていること (2以上)。ただし、消防法令等により 感を受けようとする行為に対し、有効に 合を除く。 m以上離れていること(不燃材料で造 措置を講じた場合は除く。)。 いら水平距離で5m以上離れていること が上有効に遮断する等の措置を講じた
		気体・固体を熱源とするもの	のとする。 2 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合は、次に掲げるものであること。 (1)消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費量は、後記4に定める使用場所ごとに175kW以下であること。ただ	のとする。 2 気体燃料を熱源とする火気使用 設備器具を使用する場合は、次に 掲げるものであること。 (1) 消費量は、1個につき58k W以下であり、総消費量は、後

裸 火 使 用 ŧ

売

場

固 体 を 熱 源 لح す る

 \mathcal{O}

気

体

し、防火区画されていない場所 で最大消費熱量が12kW以下 の簡易湯沸設備のみ使用する場 合で、防火区画されていない場 合の総消費量は、同一承認単位 内に存する通常顧客の出入りす る部分と合算して175kW以 下であること。

- (2) ガス過流出防止装置又はガス 漏れ早期発見のための装置が設 置されていること(カートリッ ジ式火気使用設備器具を除 <,),
- (3) 液化ガスは、カートリッジタ イプの燃料容器であること。
- 3 固体燃料を熱源とする火気使用 設備器具を使用する場合の使用量 は、同一承認単位内に存する通常 顧客の出入りする部分と合算し て, 1日につき木炭15kg, 練 炭10 kg, 豆炭5 kg, その他 の固体の燃料5kg以下であるこ と。
- 4 使用する場所は、次に掲げるも のであること。
 - (1) 売場外周部に隣接して防火区 画がされていること。ただし, 最大消費熱量が12kW以下の 簡易湯沸設備のみ使用する場合 には、防火区画とする必要はな いものとする。
 - (2) 各階ごとに1箇所であること (使用する場所が連続的に複数 ある場合は、その一団を1箇所

ただし、不燃区画されていない 場所で、最大消費熱量が12k w以下の簡易給湯設備のみ使用 する場合の総消費量は, 同一承 認単位内に存する通常顧客の出 入りする部分と合算して175 kw以下であること。

- (2) ガス過流出防止装置又はガス 漏れ早期発見のための装置が設 置されていること(カートリッ ジ式火気使用設備器具を除 <) ,
- (3) 液化ガスは、カートリッジタ イプの燃料容器であること。
- 3 固体燃料を熱源とする火気使用 設備器具を使用する場合の使用量 は、同一承認単位内に存する通常 顧客の出入りする部分と合算し て, 1日につき木炭15kg, 練 炭10 kg, 豆炭5 kg, その他 の固体の燃料5kg以下であるこ と。
- 4 使用する場所は、次に揚げるも のであること。
 - (1) 売場外周部に隣接して不燃区 画されていること。ただし、最大 消費熱量12kW以下の簡易湯沸 設備のみを使用する場合又はスプ リンクラー設備及びフード等用簡 易自動消火設備が設置されている 場合は不燃区画とする必要はない ものとする。

1	1	1		
			とみなすことができる。)。た	(2) 各階ごとに1箇所であること。
			だし、次に定める設備等が設け	(使用する場所が連続的に複数あ
			られている場合には、各階ごと	る場合は、その一団を1箇所とみ
			に複数箇所を使用する場所とす	なすことができる。) ただし, 左
			ることができる。	記の大規模な百貨店等裸火使用
			ア 油脂を含む蒸気を発生する	(気体・固体) 欄の4 (2) ア,
		気	おそれのある厨房設備に附属	イに該当する場合又はスプリンク
		体	する天蓋及び排気ダクトの排	ラー設備が設置され左記の大規模
		•	気取入口には、火災の伝送を	な百貨店等,裸火使用(気体・固
		固	防止できる装置としてのフー	体)の4(2)イに該当する場
	裸	体	ド等用簡易自動消火装置が設	合,各階ごとに複数個所を使用す
	火	を	置されていること。	る場所とすることができる。
	使	熱源とするもの	イ 気体燃料を熱源とする火気	(3) 不燃区画の面積は,150㎡以
	用		使用設備器具については、当該	下であること。
			設備又は附属配管部分に地震	
売			動等により作動する安全装置	
			(消火装置又は燃料供給停止	
場			装置)が設置されているこ	
			と。	
			(3) 防火区画の面積は,150㎡	
			以下であること。	
			(4) スプリンクラー設備又は水噴	
			霧消火設備等が設けられている	
			と。	
			1 従業員等による監視体制が講じられ	ていること。
			2 消火器具を設けること(能力単位	2以上)。ただし、消防法令等により
	Ħ	<u>.</u>	設けられている消火器が、解除承認	を受けようとする行為に対し、有効に
	[1	使用できる状態で設けられている場合	合を除く。
	た険物品持込み		3 出入口、階段等からの水平距離は	、危険物品から5m以上とすること。
	なり	, ,	ただし、耐火構造の壁で有効に遮断っ	する等の措置を講じた場合は除く。
			4 火気使用場所から水平距離で5ml	以上離れていること。ただし,不燃材料
			で造ったついたて等で防火上有効に	こ遮断する等の措置を講じた場合は除

<.

	危険物品持込み	5 保管する場合は、密栓し他の物品と隔離すること。 6 承認される範囲は、同一承認範囲内で、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類条例別表第8に定める数量の10分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。) ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること(容器の個数は問わないものとする。)。 7 危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の煮沸行為を行う場所は、売場の部裸火使用(気体・固体を熱源とするもの)の項4の要件を適用すること(大規模店の場合は、調理油の温度が過度に上昇した場合に、自動的に停止する装置を設けること。)。
	喫煙	認めないものとする。
通常顧客の出入りする部分	裸火使用	1 柏市火災予防条例において、火災予防上安全な距離が定められている場合は、可燃物から当該距離以上の距離を確保すること。 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。 4 消火器具を設けること(能力単位2以上)。ただし、消防法令等により設けられている消火器が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で設けられている場合を除く。 5 出入口、階段等から水平距離で5m以上離れていること(不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合は除く。)。 6 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5m以上離れていること(不燃材料で造ったついたて等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合は除く。)。 7 承認される範囲は、次に掲げるものであること。

通常顧客		裸火使用	(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具 ア 消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費量は、同一承認 単位内に存する売場と合算(売場(大規模な百貨店等)の部裸火使用 (気体・固体を熱源を熱源とするもの)の項4に該当する場所を除 く。)して175kW以下であること。 イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること(カートリッジ式火気使用設備器具を除く。)。 ウ 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。 (3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具 使用量は、同一承認単位内に存する売場と合算して、1日につき木炭 15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。
の出入	催事場		2 消火器具を設けること(能力単位2以上)。ただし、消防法令等により 設けられている消火器が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に 使用できる状態で設けられている場合を除く。
りす	等 等		3 出入口、階段等からの水平距離は、危険物品から5m以上とすること。 ただし、耐火構造の壁で有効に遮断する等の措置を講じた場合は除く。
部分		危 険 物	4 火気使用場所から水平距離で5m以上離れていること。ただし、不燃材料で造ったついたて等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合は除く。
		品持	5 保管する場合は、密栓し他の物品と隔離すること。 6 承認される範囲は、同一承認単位内に存する売場と合算して、次に掲げ
		込 み	るものであること。 (1) 危険物
			 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類条例別表第8に定める数量の10分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。)

			ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5k
			g以下であること(容器の個数は問わないものとする)。
		喫煙	認めないものとする。
	兼	裸火使用	1 通常顧客の出入りする部分(催事場等)の部裸火使用項の1から6までによること。2 電気を熱源とする火気使用設備器具に限ること。
通常顧客の出入りする部分	兼宮事業部分	危険物品持込み	1 通常顧客の出入りする部分(催 通常顧客の出入りする部分(催事場 事場等)の部危険物品持込みの項 等)の部危険物品持込み項によること。 と。 2 煮沸行為を伴わない危険物,可 燃性固体類又は可燃性液体類の持 込みに限ること。
部分		喫煙	認めないものとする。
	直接外気に開放された部分	裸火使用	通常顧客の出入りする部分(催事場等)の部裸火使用項の1から6までによること。
	Wされた部分	危険物品持込み	通常顧客の出入りする部分(催事場等)の部危険物品持込みの項1から5 までによること。

別表第4 (第4項3,4,5号・第8項第1号イ)

指定場所	禁止行為	承認要件
が所	為	劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂・集会場
		1 演技上必要なものに限ること。
		2 喫煙設備を設けること。
	喫	3 消火器具を設けること(能力単位2以上)。ただし、消防法令等により設けられ
	煙	ている消火器が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で
		設けられている場合を除く。
		4 従業員等による監視体制が講じられていること。
		1 柏市火災予防条例において、火災予防上安全な距離が定められている場合は、可
		燃物から当該距離以上の距離を確保すること。
		2 可燃物の転倒, 落下等のおそれがないこと。
		3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。
		4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。
		5 消火器具を設けること(能力単位2以上)。ただし、消防法令等により設けられ
舞		ている消火器が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で
		設けられている場合を除く。
台		6 火炎の長さが20cm、幅が70cm以内とし、安全な距離を100cm以上確
	裸火使用	保すること。
		7 承認される範囲は、次に掲げるものであること。
		(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具
		(2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具
		ア 消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費量は、175kW以下で
		あること。
		イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されているこ
		と(カートリッジ式火気使用設備器具を除く。)。
		(3) 液体燃料及び固体燃料を熱源とする火気使用設備器具
		ア舞台で演技上必要なものに限ること。
		イ 危険物の使用は、引火点40℃以上、消費量が100m1以内であること。
		ウ 危険物は、もれ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じること。

		エ 燃焼の炎は安定継続するものであること。 オ 燃焼に際し火の粉が発生しないこと。
		8 火薬を消費する場合は、次に掲げるものであること。 (1) 飛散した火花は、床面に落下する前に燃えつきるものであること。 (2) 煙火は、固定して消費すること(拳銃等の形態による消費を除く。)。 (3) 煙火は、飛しょうしないものであること。 (4) 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。 (5) 火花を噴き出す花火を使用する際は、火花の飛散範囲を2m以内とし、飛散範囲の周囲2mの床面に防火性能を有する材料で覆うこと。 (6) 消火器を増設するか、必要に応じて屋内消火栓設備等の使用準備をするこ
舞		と。 (7) 0. 1gを超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は10個以下とすること。
台		1 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具を設けること(能力単位2以上)。ただし、消防法令等により設けられている消火器が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で設けられている場合を除く。
危险农品料设	危険物品持込み	3 保管する場合は、密栓し他の物品と隔離すること。 4 承認される範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。
	<i>*</i>	 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第8に定める数量の100分の1 未満であること。 (3) 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。)は、 ガス総質量が0.5 kg以下であること。 (4) 火薬類の薬量が0.1 g以下のものは50個,0.1 gを超え15 g以下のものは10個以下であること。
宏	喫煙	認めないものとする。
客 席	裸火使用	舞台の部裸火使用項によること。ただし、火花の噴き出す煙火については認めないものとする。

危険	舞台の部危険物品持込み項によること。
胃	

備考:公衆の出入りする部分は、舞台の部危険物品持込み項を適用する。

別表第5(第4項第6号・第8項第1号イ)

指定場所	禁止	承認要件
	禁止行為	屋内展示場
	喫煙	認めないものとする。
公衆の出入りする部分	裸火使用	1 柏市火災予防条例において、火災予防上安全な跗離が定められている場合は、可燃物から当該距離以上の距離を確保すること。 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。 4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具を設けること(能力単位2以上)。ただし、消防法令等により設けられている消火器が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で設けられている場合を除く。 6 出入口、階段等から水平距離で5m以上離れていること(不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合は除く。)。 7 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5m以上離れていること(不燃材料で造った心、たて等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合は除く。)。 8 承認される範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具 ア 消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費量は、175kW以下であること。 イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること(カートリッジ式火気使用設備器具を除く。)。 (3) 液体燃料及び固体燃料を熱源とする火気使用設備器具を除く。)。 (3) 液体燃料及び固体燃料を熱源とする火気使用設備器具展示に伴う実演に限るもので必要最小限とする。 (4) 火炎を有するものは、火炎の長さが10 cm、幅が70 cm以内とし、安全な距離を100 cm以上確保すること。 (5) 火薬類を消費する場合は、次に掲げるものであること。 ア 使用場所は、舞台であること。

公衆の
出人
りする
部分

裸火	
使用	

- イ 音又は煙を出すための煙火に限ること。
- ウ 煙火は固定して消費すること (拳銃等の形態による消費を除く。)。
- エ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。
- 1 従業員等による監視体制が講じられていること。
- 2 消火器具を設けること(能力単位2以上)。ただし、消防法令等により設けられている消火器が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で設けられている場合を除く。
- 3 出入口、階段等から水平距離で5m以上離れていること(不燃材料で造ったついたて等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合は除く。)。
- 4 火気使用場所から水平距離で5m以上離れていること(不燃材料で造ったついたて等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合は除く。)。
- 5 保管する場合は、密栓し他の物品と隔離すること。
- 6 承認される範囲は、次に掲げるものであること。
 - (1) 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。
 - (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第8に定める数量の10分の1未満であること。
 - (3) 可燃性ガス容器(液化ガスに限る。)

ガス総質量が $5 \ k \ g$ 以下であること。ただし、高圧ガス保安法の適用を受ける容器を持込む場合は、 $2 \ k \ g$ 以下のボンベとし、次の措置が講じられていること。

- ア使用するホースは、外圧によりつぶれない構造であること。
- イ容器の転倒防止措置が図られていること。
- ウ容器の連結使用がないこと。
- (4) 火薬類(打上煙火を除く。)

火薬類の薬量が0.1g以下のものは30個,0.1gを超え15g以下のものは5個以下であること。

介图作品表

別表第6(第4項第7号・第8項第1号イ)

指定	禁止行為	承認要件
指定場所		映画スタジオ・テレビスタジオ
		 1 演技上必要なものに限ること。 2 喫煙が備を設けること。
	喫煙	2 喫煙受備を設けること。 3 消火器具を設けること(能力単位2以上)。ただし、消防法令等により設けられ
		ている消火器が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で
		設けられている場合を除く。
		4 従業員等による監視体制が講じられていること。
		1 柏市火災予防条例において、火災予防上安全な距離が定められている場合は、可
		燃物から当該距離以上の距離を確保すること。
		2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。
		3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。
		4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。
撮影		5 消火器具を設けること(能力単位2以上)。ただし、消防法令等により設けられ
撮影の用に供する部分		ている消火器が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で
に供		設けられている場合を除く。
する郊		6 火炎の長さが20cm,幅が70cm以内とし、安全な距離を100cm以上確
	裸	保すること。
	保火使用	7 承認される範囲は、次に掲げるものであること。
	川 	(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具
		(2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具
		ア 消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費量は、175kW以下で
		あること。
		イガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されているこ
		と(カートリッジ式火気使用設備器具を除く。)。
		ウ液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。
		(3) 液体燃料及び固体燃料を熱源とする火気使用設備器具
		ア舞台で演技上必要なものに限ること。
		イ 危険物の使用は、引火点40°C以上、消費量が100m1以内であること。

撮影の用に供する
る部分
供する部分

		ウ 危険物は、もれ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じること。
		エ 燃焼の炎は安定継続するものであること。
		オ 燃焼に際し火の粉が発生しないこと。
		8 火薬を消費する場合は、次に掲げるものであること。
		(1) 飛散した火花は,床面に落下する前に燃えつきるものであること。
	Lm	(2) 煙火は,固定して消費すること(拳銃等の形態による消費を除く。)。
	裸火使用	(3) 煙火は, 飛しょうしないものであること。
	肾	(4) 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。
		(5) 火花を噴き出す花火を使用する際は,火花の飛散範囲を2m以内とし,飛散範
		囲の周囲2mの床面に防火性能を有する材料で覆うこと。
		(6) 消火器を増設するか、必要に応じて屋内消火栓設備等の使用準備をすること。
		(7)0.1gを超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は10個
		以下とすること。
揚		1 従業員等による監視体制が講じられていること。
影の		2 消火器具を設けること(能力単位2以上)。ただし、消防法令等により設けられ
用に		ている消火器が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で
撮影の用に供する部分		設けられている場合を除く。
る部		3 保管する場合は、密栓し他の物品と隔離すること。
分		4 承認される範囲は、次に掲げるものであること。
		(1) 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であ
	<i>7</i> 7.	ること。
	原	(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類は,条例別表第8に定める数量の100分の1
	智理	未満であること。
	危険物品持込み	(3) 可燃性ガス容器(液化ガスに限る。)
		ガス総質量が5kg以下であること。ただし,高圧ガス保安法の適用を受ける
		容器を持込む場合は、2kg以下のボンベとし、次の措置が講じられているこ
		と。
		ア 使用するホースは、外圧によりつぶれない構造であること。
		イ 容器の転倒防止措置が図られていること。
		ウ 容器の連結使用がないこと。
		(4) 火薬類(打上煙火を除く。)
		火薬類の薬量が0.1g以下のものは50個,0.1gを超え15g以下のも

別表第7 (第4項第8,9号・第8項第1号イ)

禁止行為	承認要件
	キャバレー・バー・ナイトクラブ・ダンスホール・飲食店
行為 喫煙 裸火使用	キャバレー・バー・ナイトクラブ・ダンスホール・飲食店 1 演技上必要なものに限ること。 2 喫雪設備を設けること。 3 消火器具を設けること(能力単位2以上)。ただし、消防法令等により設けられている消火器が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で設けられている場合を除く。 4 従業員等による監視体制が講じられていること。 1 柏市火災予防条例において、火災予防上安全な距離が定められている場合は、可燃物から当該距離以上の距離を確保すること。 2 可燃物の車倒、落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具を設けること(能力単位2以上)。ただし、消防法令等により設けられている消火器が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で設けられている場合を除く。 6 火炎の長さが20cm、幅が70cm以内とし、安全な距離を100cm以上確保すること。 7 承認される範囲は、次に掲げるものであること。 (1)電気を熱源とするカートリッジ式の火気使用設備器具 (2)気体熱料を熱源とするカートリッジ式の火気使用設備器具 (3)火薬類を消費する場合は、次に掲げるものであること。 ア 音又は煙を出すための煙火に限ること。
	イ 煙火は固定して消費すること(拳銃等の形態による消費を除く。)。 ウ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。 エ 火花を噴き出す花火を使用する際は、火花の飛散範囲を2m以内とし、飛散 範囲の周囲2mの床面に防火性能を有する材料で覆うこと。 1 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具を設けること(能力単位2以上)。ただし、消防法令等により設けられ

		ている消火器が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で 設けられている場合を除く。
	危険物品持込み	3 保管する場合は、密栓し他の物品と隔離すること。4 承認される範囲は、次に掲げるものであること。
		4 承認される範囲は、人に指力なものであること。 (1) 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であ
舞		ること。
		(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第8に定める数量の100分の1
台	込み	未満であること。
		(3) 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。)は,
		ガス総質量が0.5kg以下であること。
		(4) 火薬類の薬量が0. 1g以下のものは30個, 0. 1gを超え15g以下のも
		のは5個以下であること。
		1 従業員等による監視体制が講じられていること。
	危険物品持込み	2 消火器具を設けること(能力単位2以上)。ただし、消防法令等により設けられ
		ている消火器が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で
分		設けられている場合を除く。
最の		3 保管する場合は、密栓し他の物品と隔離すること。
当		4 承認される範囲は、次に掲げるものであること。
公衆の出入りする部分		(1) 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満である
る部		こと。
分		(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第8に定める数量の20分の1未
		満であること。
		(3) 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。)は、
		ガス総質量が10kg以下であること。

別表第8(第4項第10号・第8項第1号イ)

指定	禁止行為	承認要件
指定場所		車両の停車場
	た険物品持込み	1 従業員等による監視体制が講じられていること。
		2 消火器具を設けること(能力単位2以上)。ただし、消防法令等により設けられ
		ている消火器が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で
众		設けられている場合を除く。
────────────────────────────────────		3 保管する場合は、密栓し他の物品と隔離すること。
上		4 承認される範囲は、次に掲げるものであること。
りす		(1) 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満である
る部		こと。
分		(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第8に定める数量の20分の1未
		満であること。
		(3) 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。)は、
		ガス総質量が5kg以下であること。

別表第9(第4項第12, 13号・第8項第1号イ)

指定場所	禁止行為	承認要件
		重要文化財等
	喫煙	1 関係者等による監視体制が講じられていること。 2 消火器を設けること(能力単位2以上)。ただし、消防法令等により設けられている消火器が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で設けられている場合を除く。 3 喫煙設備を設けること。 4 危険物等その他の可燃物を取扱う場所の付近としないこと。 5 整理、清掃等の措置が講じられていること。 1 柏市火災予防条例において、火災予防上安全な距離が定められている場合は、可
建造物の内部及び周囲	裸火使用	燃物から当該距離以上の距離を確保すること。 2 可燃物の転倒,落下等のおそれがないこと。 3 関係者等による監視,消火等の体制が講じられていること。 4 消火器具を設けること(能力単位2以上)。ただし,消防法令等により設けられている消火器が,解除承認を受けようとする行為に対し,有効に使用できる状態で設けられている場合を除く。 5 承認される範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具 (3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合の使用量は、1 日につき木炭15kg,練炭10kg,豆炭5kg,その他の固体の燃料5kg以下であること。
	危険物品持込み	1 関係者等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具を設けること(能力単位2以上)。ただし、消防法令等により設けられている消火器が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で設けられている場合を除く。 3 保管については密栓を行い、他の物品と隔離すること。 4 承認される範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の50分の1未満である

こと。

- (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第8に定める数量の50分の1未満であること。
- (3) 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。) は、ガス総質量が10kg以下であること。

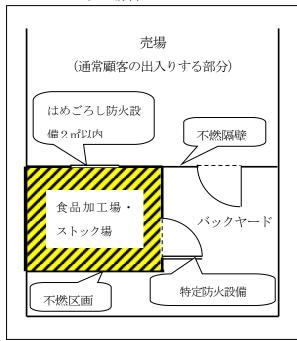
備考:建造物の周囲の喫煙は認められないもの

第4項第1号イ・第2号イ関係

売場から除外される例

第1号イ関係

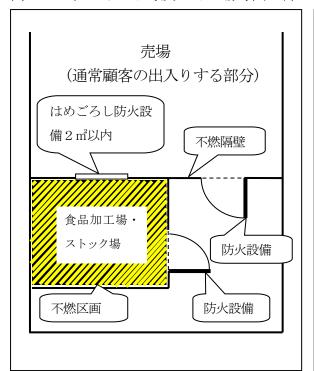
例1 加工場等の開口部が売場に直接面し 例2 加工場等が売場に面していない場合 ていない場合

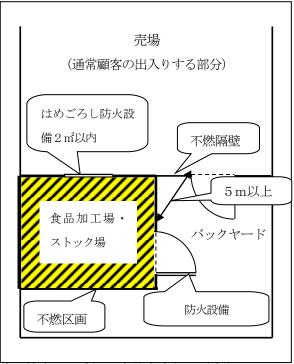


売場
(通常顧客の出入りする部分)
特定防火設備
スイングドア
不燃隔壁
バックヤード
食品加工場・ストック場
不燃区画

例3 バックヤード等及び加工場等開口部

例4 出入口から距離がある場合

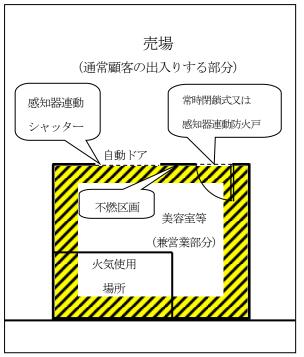


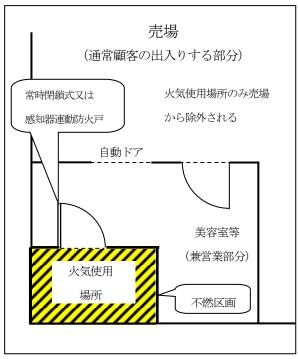


※ ただし、特定防火設備・防火設備については常時閉鎖式及び感知器連動式防火戸(防火シャッターを除く。)とする。

第2号イ関係

例1 美容室等が不燃区画されている場合 例2 美容室等の火気使用場所が不燃区画 されている場合





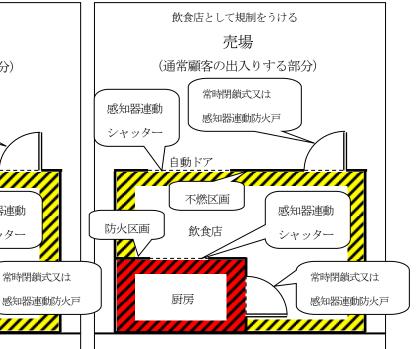
売場から除外される例

例1 飲食店が売場に面している場合 (床面積3000m未満)

飲食店として規制をうける 売場 (通常顧客の出入りする部分) 常時閉鎖式又は 感知器連動 感知器連動防火戸 シャッター 自動ドア 不燃区画 感知器連動 不燃区画 飲食店 シャッター

常時閉鎖式又は

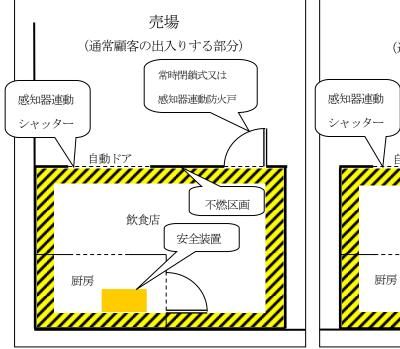
例2 飲食店が売場に面している場合 (床面積3000㎡以上)

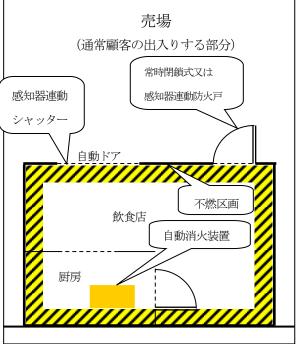


例3 飲食店が売場に面している場合 (気体燃料を熱源とする厨房)

厨房

例 4 飲食店が売場に面している場合 (煮沸行為をする厨房)



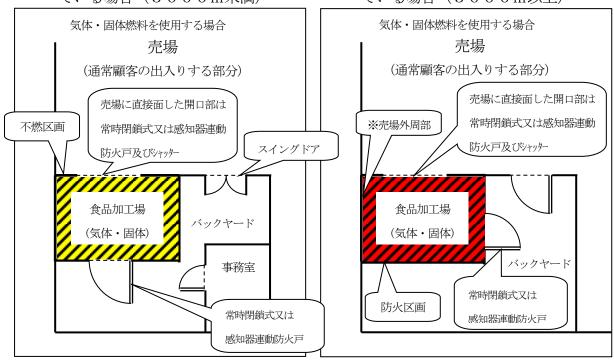


注…厨房設備の入力の合計が350kW以上の場合は、柏市火災予防条例の規制により、自動消火装置 及び不燃区画が必要になる場合があります。

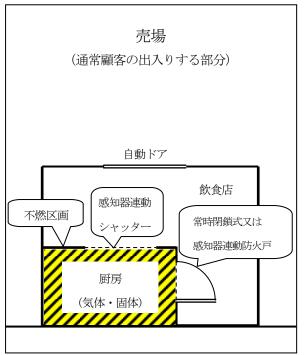
第8項第1号イ(別表第3)関係

売場から除外されない例(解除承認対象)

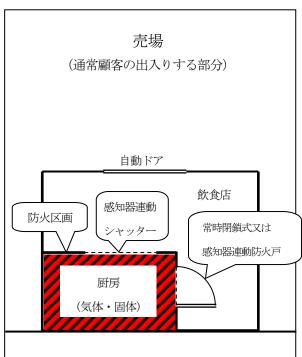
例1 加工場等の開口部が売場に直接面し 例2 加工場等の開口部が売場に直接面している場合(3000㎡未満) ている場合(3000㎡以上)



例3 飲食店が売場に面している場合 (床面積3000㎡未満)

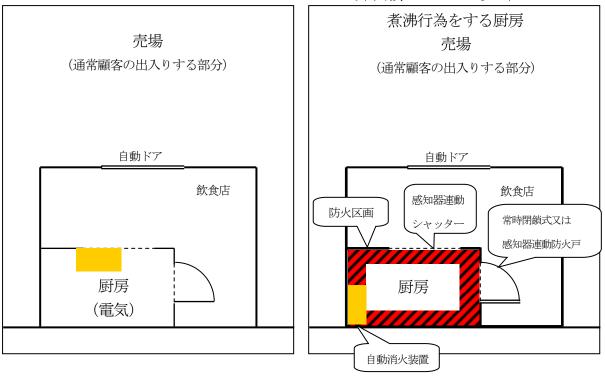


例4 飲食店が売場に面している場合 (床面積3000㎡以上)

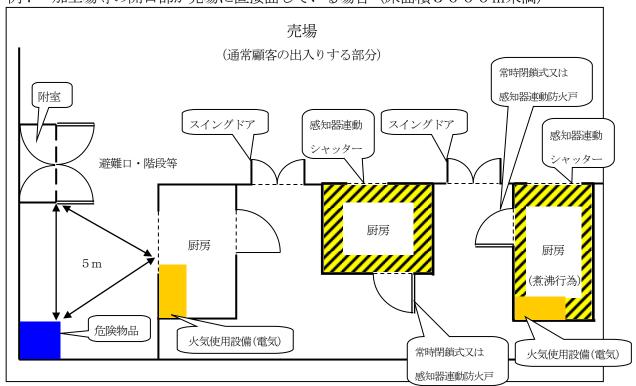


例5 飲食店が売場に面している場合

例6 飲食店が売場に面している場合 (床面積3000㎡以上)

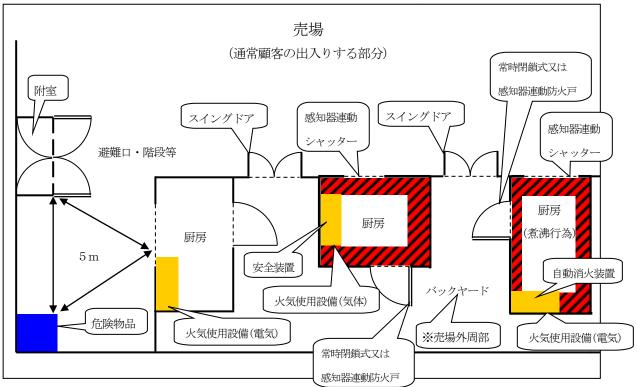


例7 加工場等の開口部が売場に直接面している場合(床面積3000㎡未満)



※ 上記例7は承認単位には適合していないもの

例8 加工場等の開口部が売場に直接面している場合(床面積3000㎡以上)



※ 上記例8は承認単位には適合していないもの

第2項第5号・第6号関係 第8項第1号イ(別表第3)等関係

壁をスラブまで特定不燃材料で仕上げ

スラブ

裸火使用場所

「本族区画・防火区画

を登入び天井を特定不燃材料で仕上げ

を登入び天井を特定不燃材料で仕上げ

スラブ

スラブ

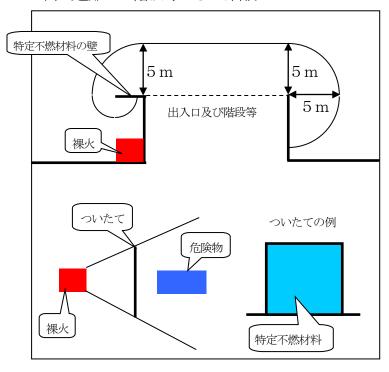
スラブ

スラブ

不燃・防火区画の施工例(立面図)

第8項第1号イ(別表 承認要件)関係

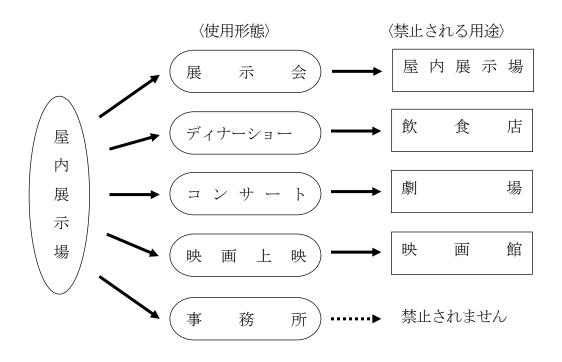
特定不燃材料の壁で防火上有効に遮断した場合 の例(避難口・階段等からの距離)



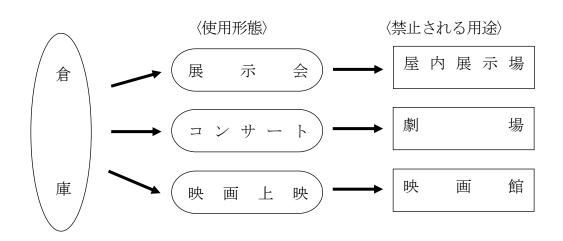
第6項第1号関係

例1 屋内展示場で一時的に演劇やコンサートを行う場合には、禁止される用途の「劇場」してとらえます。

また,「事務所」や「倉庫」などに使用する場合は,禁止される用途にはなりません。

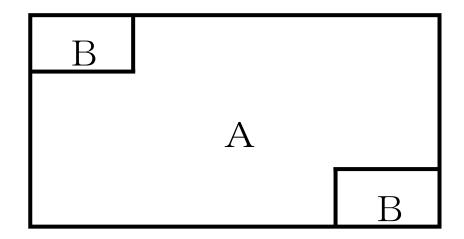


例2 倉庫で一時的に展示会を行う場合は、禁止される用途の「屋内展示場」としてとらえます。



第6項第2号関係

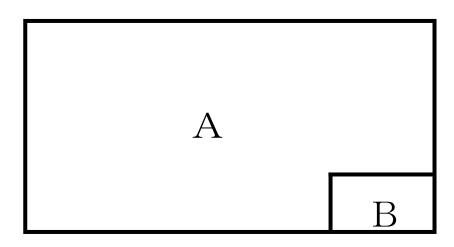
例1 施行令別表第1の4項の防火対象物で、Bについては、飲食店(公衆の出入りする部分が150㎡以上の場合)の規制対象となる。



管理権原者が同一

- A 売場(主たる用途)
- B 売場から除外される飲食用途(従属的部分)

例2 AとBの管理権原者が別で、施行令別表第1の扱いが単項の4項となる防火対象 物であるが、Bの部分は飲食店(公衆の出入りする部分が150㎡以上の場合)の 規制対象となる。

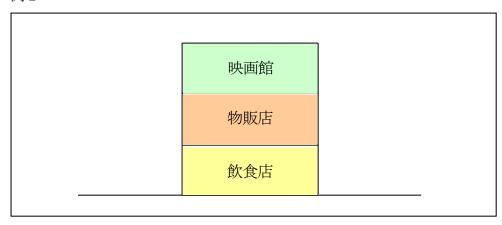


- A 百貨店等
- B 飲食店(床面積が300㎡未満及び全体の10%未満)

第8項第2号関係

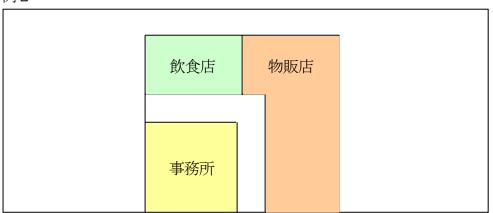
1 承認単位(原則として,指定場所ごとをそれぞれ1の承認単位とする。)

例1



映画館、物販店、飲食店が指定場所なので、それぞれが承認単位となる。

例2

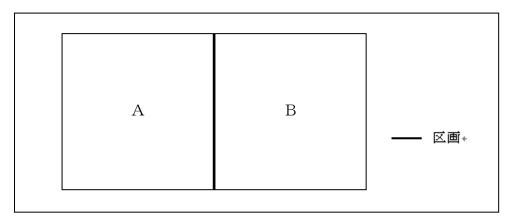


飲食店、物販店が指定場所なので、それぞれが承認単位となる。

2 承認単位の例外

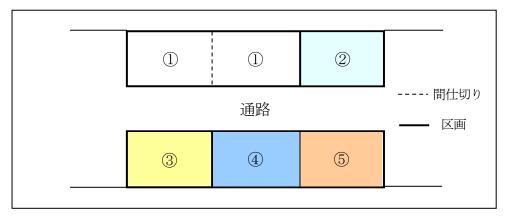
例1 所定の区画がなされている部分(ア関係)

建基令第112条第1項本文に規定されている区画がある場合には、それぞれの 区画ごとに、解除の基準に定められている数量などが適用になる。



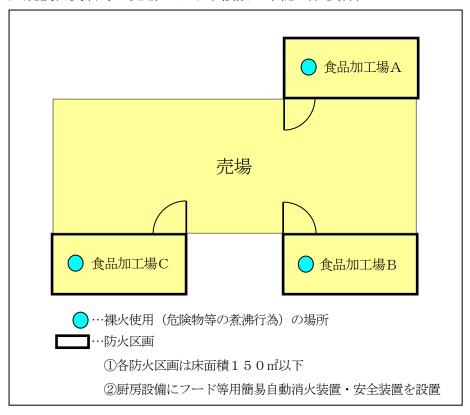
建基令第112条第1項本文に規定されている区画がある場合は、それぞれの 区画ごとに、解除の基準に定められている数量などが適用になる。

例2 連続式店舗の各区画(イ関係)



連続式店舗である場合は、各区画(①~⑤)ごとに解除の基準に定められている数量などが適用される。

例3 大規模百貨店等の売場における複数の承認(ウ関係)

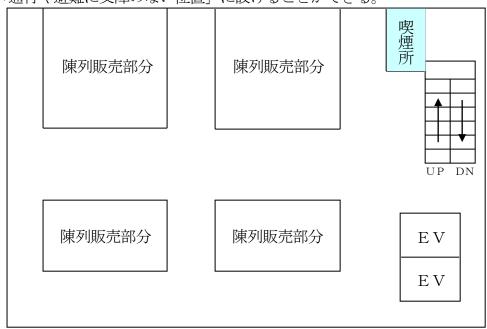


防火区画(150㎡以下)を設け、油脂を含む蒸気を発生するおそれのある 厨房設備にフード等用簡易自動消火設備、気体燃料を熱源とする火気使用設備器 具に安全装置が設置されている場合は、1の階の売場で複数の承認をすることが できる。

第5項第1号(別表第2)関係

喫煙所を設ける位置

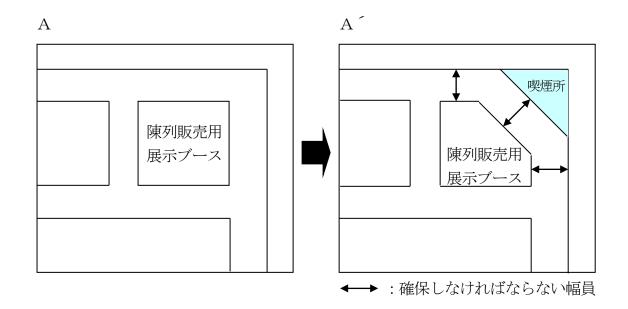
1 「通行や避難に支障のない位置」に設けることができる。



2 他に設ける場所がないためやむを得ず廊下,通路又は階段の踊り場に設ける場合は,通路の幅員を確保し,避難の障害にならないよう次のように設けること。

例1

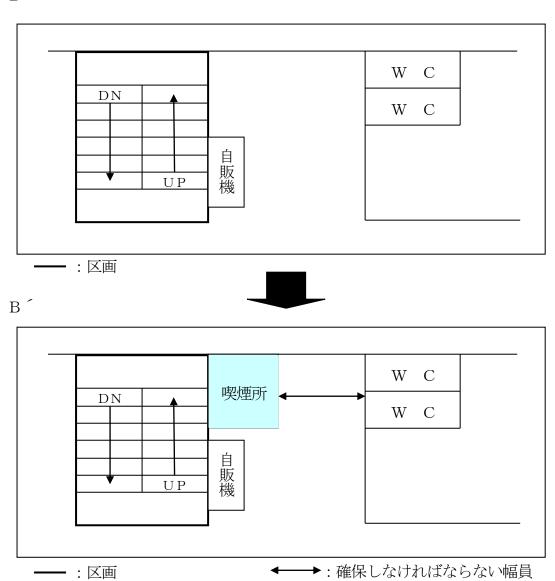
下図Aのような場合であれば、A´のように設けることができる。



例2

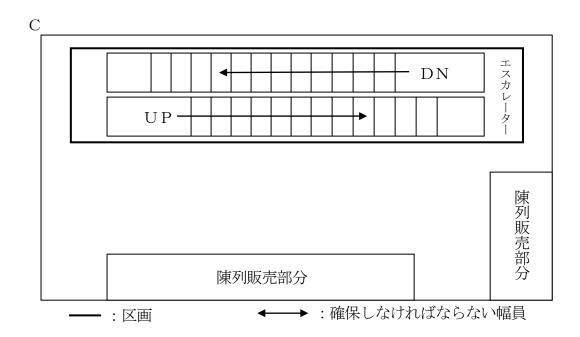
下図Bのような場合であれば、B´のように設けることができる。

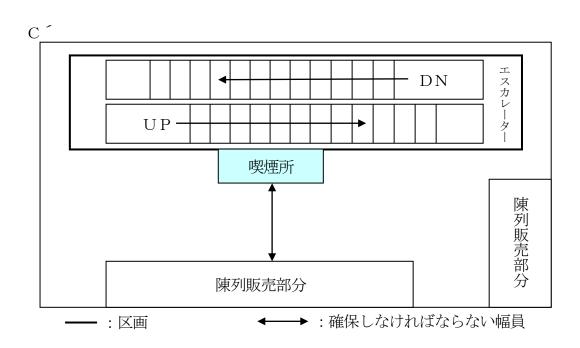
В



例3

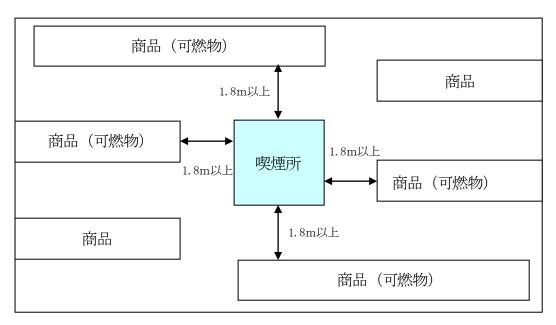
下図Cのような場合であれば、C´のように設けることができる。





3 四方を商品などの可燃物に囲まれて喫煙所を設ける場合

可燃物の転倒落下のおそれがなく、周囲の商品などの可燃物から水平距離1.8m以上の離隔を確保できる位置についても、喫煙所を設けることができる(周囲の可燃物から水平距離1.8mを確保することができない場合は、準不燃材料以上の固定された間仕切り等を設け、防火上有効に遮断すれば設置可能)。

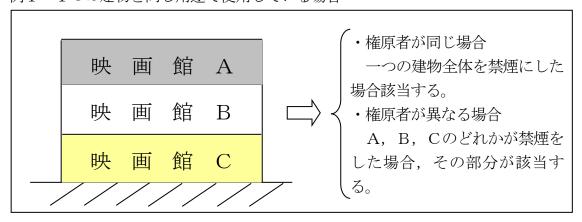


※ 喫煙所から可燃物までの離隔距離が1.8 m未満の場合は、準不燃材料以上の固定された間仕切り等を設けること。

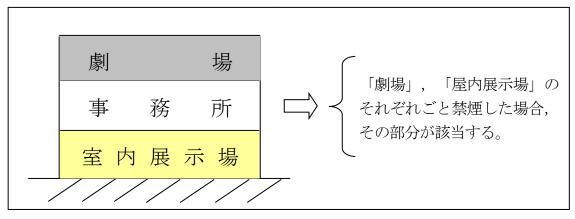
第14項関係

全面的な禁煙のとらえ方

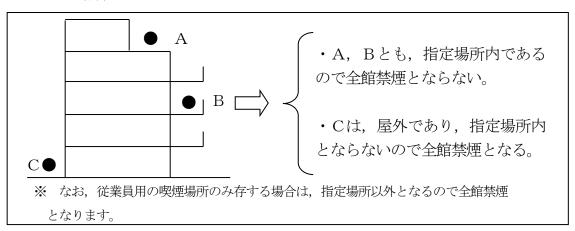
例1 1つの建物を同じ用途で使用している場合



例2 一の防火対象物内に複数の用途が存する場合



例3 百貨店で屋上(A),ベランダ(B),又は出入口(C)に喫煙所を設置 した場合



例4 百貨店等と同一の防火対象物内に存する飲食のみ喫煙する場合

:	事務所	飲	食店	
Ĕ	f f	店	等	
Ĕ	f 貨	店	等	
F	貨	店	等	

「飲食店」は、百貨店と別な指定場 所としてとらえるので、百貨店部分 は、全館禁煙となる。

なお、全館禁煙の標識には、飲食店 以外は喫煙禁止である旨の内容を入 れることが望ましい。

全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の表示例

- 1 全面的に喫煙が禁止されている場合の例
 - (1) 「全館禁煙」
 - (2) 「当百貨店は全館において禁煙です。」
 - (3) 「当百貨店は全館において禁煙です。喫煙所は設置しておりません。」
 - (4) 「当映画館は全館禁煙となります。喫煙所はありません。」
 - (5) 「当劇場では全面禁煙となっています。」
- 2 一部の階において全面的に喫煙が禁止されている場合の例
 - (1) 「この階は禁煙です。」
 - (2) 「当劇場においてはこの階は禁煙です。喫煙所は○階にあります。」